

公布された条例のあらまし

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 准看護師に関する事務に係る規定の整備
関西広域連合が准看護師に関する事務の一部を処理することに伴い、准看護師に関する事務について、規定の整備を行うこととした。
- 2 施行期日
令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 法令で規定された事務に係る条例における規定の削除
住民基本台帳法の改正及び住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の制定に伴い、当該法令で規定された条例で定める都道府県知事保存本人確認情報又は都道府県知事保存附票本人確認情報を利用し、又は提供する事務に係る規定を削除することとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

- 1 奈良県職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。
知事の事務部局の職員 三、三二一人 ↓ 三、三二六人
県営水道の事務部局の職員 八三人 ↓ 〇人
教育委員会の事務部局の職員 一七五人 ↓ 一八〇人
- 2 県費負担教職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。
県費負担教職員 七、二二三人 ↓ 七、二八三人

3 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。

中学校及び高等学校

一、七八一人 ↓ 一、七六四人

特別支援学校

一、〇六五人 ↓ 一、〇八八人

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

(1) 奈良県文化会館運営事業者選定委員会を設置し、奈良県文化会館の運営に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。

(2) 奈良県SDGs企業認証審査委員会を設置し、奈良県SDGs企業認証に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させることとした。

(3) 奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会を設置し、奈良県外国人観光客交流館のあり方に関する重要事項についての調査審議に関する事務を担当させることとした。

(4) まほろば健康パーク事業者選定委員会を設置し、まほろば健康パークに係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。

2 附属機関の廃止

次の附属機関を廃止することとした。

(1) 奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会

(2) 史跡等整備活用補助金選定審査会

(3) 文化資源活用補助金選定審査会

(4) 奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員

(5) 奈良県毒物劇物取扱者試験委員会

(6) 奈良県一般用医薬品登録販売者試験委員

- (7) 奈良県中小企業会館等活用検討委員会
 - (8) 奈良県中小企業会館等宿泊事業者選定委員会
 - (9) 奈良の木利用拡大検討委員会
 - (10) まほろば健康パークにおけるインクルーシブ機能検討委員会
 - (11) まほろば健康パーク機能強化エリア整備事業事業者選定委員会
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 4 施行期日
令和七年四月一日から施行することとした。ただし、別表知事の部奈良県ふぐ処
理師試験委員の項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇奈良県設置条例の一部を改正する条例

- 1 部の名称の変更
福祉医療部を福祉保険部に変更することとした。
- 2 施行期日
令和七年四月一日から施行することとした。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 育児を行う職員の時間外勤務の制限
職員が子を養育するために請求した場合における任命権者が時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、三歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大することとした。
- 2 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等
(1) 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととした。

(2) 任命権者は、職員が四十歳に達した日の属する年度において、(1)の事項を知らせなければならぬこととした。

3 勤務環境の整備に関する措置

任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

イ 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

ウ その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、(2)については、公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

第一 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正

副知事の期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和六年度

十二月期 百分の百七十 ↓ 百分の百七十五

(2) 令和七年度以降

六月期 百分の百七十 ↓ 百分の百七十二・五

十二月期 百分の百七十五 ↓ 百分の百七十二・五

第二 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和六年度

十二月期 百分の百七十 ↓ 百分の百七十五

(2) 令和七年度以降

六月期 百分の百七十 ↓ 百分の百七十二・五

十二月期 百分の百七十五 ↓ 百分の百七十二・五

第三 教育長の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

- (1) 令和六年度
十二月期 百分の百七十 ↓ 百分の百七十五
- (2) 令和七年度以降
六月期 百分の百七十 ↓ 百分の百七十二・五
十二月期 百分の百七十五 ↓ 百分の百七十二・五

第四 施行期日等

- 1 令和七年三月二十八日から施行することとした。ただし、第一の(2)、第二の(2)及び第三の(2)は、同年四月一日から施行することとした。
- 2 第一の(1)、第二の(1)及び第三の(1)は、令和六年十二月一日から適用することとした。
- 3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じて、給料表の号給構成を改めるとともに、給料月額を改定することとした。

2 諸手当の改定等

昇給の制度、諸手当の額等を次のとおり改定するとともに、在宅勤務等手当を新設することとした。

(1) 昇給の制度の改定

行政職八級以上である職員等の昇給は、勤務成績が特に良好である場合にのみ行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする事とした。

(2) 初任給調整手当の改定

獣医学に関する専門的知識を必要とする職員

月額 三〇、〇〇〇円 ↓ 六〇、〇〇〇円

支給期間 採用の日から十年以内 ↓ 採用の日から二十年以内

(3) 扶養手当の改定

ア 配偶者に係る扶養手当を廃止することとした。

イ 子に係る扶養手当

月額 一人につき 一〇、〇〇〇円 ↓ 一三、〇〇〇円

(4) 通勤手当の改定

ア 一か月当たりの支給限度額を、次のとおり改定することとした。

五五、〇〇〇円 ↓ 一五〇、〇〇〇円

イ 在宅勤務等手当を支給される職員に対する通勤手当については、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減額することとした。

ウ 新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給要件のうち、通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められる職員に限る取扱いを廃止することとした。

(5) 単身赴任手当の改定

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが困難であるものに対し、単身赴任手当を支給することとした。

(6) 在宅勤務等手当の新設

ア 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一か月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給することとした。

イ 在宅勤務等手当の月額は、三、〇〇〇円とすることとした。

(7) 管理職員特別勤務手当の改定

管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当として、一回につき六、〇〇〇円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）を支給することとした。

(8) 定年前再任用短時間勤務職員の手当の改定

定年前再任用短時間勤務職員を住居手当等の支給対象に加えることとした。

3 給与からの控除

職員及び会計年度任用職員の給与の支給に際しては、職員の共済制度に関する条例に規定する組合が取り扱う保険の保険料その他の職員の福祉の向上に資するものとして規則で定めるものの額に相当する額を、その給与から控除することができることとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 特定任期付職員業績手当

特定任期付職員に対する業績手当を廃止することとした。

2 勤勉手当

特定任期付職員に対して勤勉手当を支給することとした。

3 管理職員特別勤務手当

特定任期付職員に対して、第一の2の(7)の管理職員特別勤務手当を支給することとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 管理職員特別勤務手当

第一号任期付研究員に対して、第一の2の(7)の管理職員特別勤務手当を支給することとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第四 職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正

1 特地公署等に勤務する職員の特殊勤務手当

定年前再任用短時間勤務職員を特地公署等に勤務する職員の特殊勤務手当の支給対象に加えることとした。

2 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当

(1) 正規の勤務時間以外の時間の勤務とする支給要件を廃止することとした。

(2) 日没時から日出時までの間における勤務について、勤務一回につき七三〇円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額に、百分の五十に相当する額

を加算した額を支給することとした。

3 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例

特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事する職員に対する特殊勤務手当の額は、本則の規定にかかわらず、従事した日一日につき一、五〇〇円（緊急に行われた措置に係る作業であつて、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、四、〇〇〇円）を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額とすることとした。

第五 施行期日等

- 1 令和七年四月一日から施行することとした。
- 2 その他所要の経過規定を置くこととした。
- 3 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 県独自の旅費の支給の廃止

(1) 国家公務員等の旅費に関する法律（以下「法」という。）及び法を施行する法令の例によることの例外としていた旅費のうち、宿泊料、移転料、着後手当等の支給について、法及び法を施行する法令の例によることとするため、当該旅費の支給に係る規定を廃止することとした。

(2) 法に規定する旅費のうち、日当、日額旅費、食卓料等が廃止されることに伴い、法及び法を施行する法令の例によることの例外としていた当該旅費の支給に係る規定を廃止することとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) 令和七年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 特例措置の実施期間

特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。

平成十五年四月一日から令和七年三月三十一日まで ↓ 平成十五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

ア 准看護師免許手数料等の廃止

イ 一般用医薬品登録販売者試験手数料の廃止

ウ 毒物劇物取扱者試験手数料の廃止

エ 調理師免許手数料等の廃止

オ 製菓衛生師免許手数料等の廃止

カ 宅地建物取引業免許申請手数料等の改定

キ 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料等の改定

ク 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の改定等

ケ 宅地造成工事許可申請手数料等の改定等

(2) 橿原公苑使用条例の一部改正関係

橿原公苑における使用料の改定等

(3) 奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正関係

奈良県産業振興総合センターにおける試験手数料の改定等

(4) 奈良県立都市公園条例の一部改正関係

平城宮跡歴史公園休憩・宮跡展望棟における使用料の改定

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
 - ア 1の(1)のケ及び3の(2)の一部 令和七年五月七日
 - イ 1の(4) 令和八年四月一日
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 法令で規定された事務に係る条例における事務に係る規定の削除
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の制定に伴い、当該法令で規定された条例で定める個人番号を利用する事務等に係る規定を削除することとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

- 1 認定こども園における食事の提供の際に必要な配慮
認定こども園における満三歳以上の子どもに対する食事の提供を認定こども園外で調理し搬入する方法により行う要件の一つとして、栄養士又は管理栄養士が必要な配慮を行うこととした。
- 2 施行期日
令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例期間の延長

幼稚園の教諭の普通免許状を有し、又は保育士の登録を受けた副園長及び教頭について、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に含むことができる特例の期間を、令和九年三月三十一日までに延長することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 人員配置の基準の変更

乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心療治療施設及び児童自立支援施設について、栄養士に代えて管理栄養士を配置できるようにすることとした。

2 保育所における食事の提供の際に必要な配慮

保育所における満三歳以上の幼児に対する食事の提供を保育所外で調理し搬入する方法により行う要件の一つとして、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮を行うこととした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 人員配置の基準の変更

女性自立支援施設について、栄養士に代えて管理栄養士を配置できるようにすることとした。

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 人員配置の基準の変更

一時保護施設について、栄養士に代えて管理栄養士を配置できるようにすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 人員配置の基準の変更

救護施設及び更生施設について、栄養士に代えて管理栄養士を配置できるようにすることとした。

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 規定の整備

指定障害者支援施設が、食事の提供を行う場合において、栄養士又は管理栄養士を置かないときは、保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととした。

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 規定の整備

障害者支援施設が、食事の提供を行う場合において、栄養士又は管理栄養士を置かないときは、保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととした。

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 人員配置の基準の変更

児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所について、栄養士に代えて管理栄養士を配置できるようにすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 人員配置の基準の変更

指定福祉型障害児入所施設について、栄養士に代えて管理栄養士を配置できるようにすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 規定の整備

指定生活介護事業所が、食事の提供を行う場合において、栄養士又は管理栄養士を置かないときは、保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととした。

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

例

1 規定の整備

生活介護事業所が、食事の提供を行う場合において、栄養士又は管理栄養士を置かないときは、保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととした。

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 人員配置の基準の変更

軽費老人ホーム及び軽費老人ホームA型について、栄養士に代えて管理栄養士を配置できるようにすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 人員配置の基準の変更

養護老人ホームについて、栄養士に代えて管理栄養士を配置できるようにすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 人員配置の基準の変更

特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームについて、栄養士に代えて管理栄養士を配置できるようにすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 規定の整備

指定短期入所生活介護事業所等について、栄養士に代えて管理栄養士を配置できることとなることに伴い、当該事業所等が指定介護老人福祉施設と併設されている場合において栄養士又は管理栄養士を置かなくてよいこととした。

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 人員配置の基準の変更

指定短期入所生活介護事業所、基準該当短期入所生活介護事業所及び指定短期入所療養介護事業所について、栄養士に代えて管理栄養士を配置できるようにすることをとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 人員配置の基準の変更

指定介護予防短期入所生活介護事業所、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所療養介護事業所について、栄養士に代えて管理栄養士を配置できるようにすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県立医科大学及び医療センター並びに南和地域公立病院等整備基金条例の一部を改正する条例

1 基金の名称の変更

基金の名称を「奈良県立医科大学及び奈良県立病院機構並びに南和地域公立病院等整備等基金」に改めることとした。

2 基金の設置目的の追加

基金の設置目的に、地方独立行政法人奈良県立病院機構が設置する施設等の整備及び病院機構が行う病院事業の経営の安定化を追加することとした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県食品衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

- 1 分掌する事務の追加
奈良県食品衛生検査所が分掌する事務に、と畜場及び食鳥処理場における農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務を追加することとした。
- 2 施行期日
令和七年四月一日から施行することとした。

◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 崖に近接する畜舎等
宅地造成及び特定盛土等規制法に適合する土地における畜舎等は、崖の下端又は上端からその崖の高さの二倍以上の水平距離を保つことを要しないこととした。
- 2 屋根の構造
防火地域、準防火地域及び建築基準法に基づいて指定する区域以外の区域においては、木造の畜舎等で延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものの屋根の構造は、同法に規定する構造としなければならないこととした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) 令和七年五月七日から施行することとした。ただし、2は、同年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇大和川流域における総合治水の推進に関する条例の一部を改正する条例

- 1 大和川特定開発行為の範囲の見直し
宅地造成等規制法の改正に伴い、大和川特定開発行為について、宅地造成及び特

定盛土等規制法の規定に基づく宅地造成等工事規制区域における宅地造成又は特定盛土等に関する工事を対象とすることとした。

2 施行期日

令和七年五月七日から施行することとした。

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 崖に近接する建築物

宅地造成及び特定盛土等規制法に適合する土地における建築物は、崖の下端又は上端からその崖の高さの二倍以上の水平距離を保つことを要しないこととした。

2 長屋の構造

都市計画区域内における長屋のうち、敷地等と道路との関係に係る建築基準法の認定を受けた長屋は、各戸の主要な出入口が道路に面することを要しないこととした。

3 屋根の構造

防火地域、準防火地域及び建築基準法に基づいて指定する区域以外の区域においては、同法の特殊建築物及び建築物のうち、木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるものの屋根の構造は、同法に規定する構造としなければならないこととした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。ただし、3は令和七年四月一日から、1、4及び5の(2)は令和七年五月七日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県文化芸術振興奨学金基金条例を廃止する条例

1 条例の廃止

奈良県文化芸術振興奨学金基金条例は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県准看護師試験委員条例を廃止する条例

1 条例の廃止

奈良県准看護師試験委員条例は、廃止することとした。

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 規定の整備

拘禁刑の新設等に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

- (1) 奈良県統計調査条例
- (2) 奈良県情報公開条例
- (3) 奈良県個人情報保護に関する法律施行条例
- (4) 奈良県行政不服審査会条例
- (5) 職員の分限に関する条例
- (6) 奈良県職員に対する退職手当に関する条例
- (7) 一般職の職員の給与に関する条例
- (8) 県吏員職員退隠料条例
- (9) 奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例
- (10) 奈良県青少年の健全育成に関する条例
- (11) 奈良県心身障害者扶養共済制度条例
- (12) 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例
- (13) 奈良県屋外広告物条例
- (14) 奈良県立自然公園条例
- (15) 奈良県自然環境保全条例
- (16) 奈良県希少野生動植物の保護に関する条例

- (17) 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
 - (18) 奈良県生活環境保全条例
 - (19) 奈良県砂防指定地等管理条例
 - (20) 奈良県中央卸売市場条例
 - (21) 奈良県金属くず営業条例
 - (22) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
 - (23) 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例
 - (24) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
 - (25) 奈良県少年補導に関する条例
 - (26) 奈良県暴力団排除条例
- 2 施行期日等
 - (1) 令和七年六月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を置くこととした。

◇奈良県未来へつなぐスポーツ・文化振興基金条例

- 1 積立て
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとした。
- 2 管理
 - (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。
 - (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。
- 3 運用益金の処理
基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする事とした。
- 4 処分
基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

5 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

6 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めるところとした。

7 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。